

災害時におけるペットの救護対策ガイドライン

総説

1 ガイドライン作成の背景及び目的

これまでの大規模災害の経験から、飼い主とペットが同行避難することが合理的であると考えられる様になってきている。しかし、同行避難のためには、飼い主の日頃からの心構えと備えについて具体的な検討が急務となっている。

一方、自治体や現地動物救護本部等が大規模災害時に動物救護対策をどのように講ずるかは、動物愛護の観点だけでなく、被災者である飼い主の避難を支援し、放浪動物による人への危害防止や生活環境保全の観点からも重要な課題である。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、大規模な地震や津波、それに伴う原子力災害が発生し、甚大な被害を及ぼした。発災時、住民は緊急避難を余儀なくされたため、自宅にとり残され、飼い主とはぐれたペットが放浪状態となった例が多数生じた。また、飼い主と

ペットが共に避難できた場合でも、避難所では動物が苦手な方や、アレルギーの方を含む多くの避難者が共同生活を送るため、一緒に避難したペットの取扱いに苦慮する例も見られた。

このため、環境省では、自治体等が地域の状況に応じた独自の対策マニュアルや動物救護体制を検討する際の参考となるよう災害時におけるペットの救護対策ガイドラインを作成した。被災動物への対応は、災害の種類、規模、地域性、季節や地域における動物救護体制の整備状況等によって異なり、各自治体を取り得る体制の整備もまちまちであることから、本ガイドラインでは、これまでの災害における動物救護活動の事例を幅広く盛り込んだ。このガイドラインを地域ごとに必要な対策の検討に活用していただくことを期待する。

2 適用範囲及び前提事項

本ガイドラインは、家庭動物等*のうち主に犬及び猫などのペットを対象とした、自治体等における動物救護対策を立案する際に活用されることを想定している。

なお、本ガイドラインで示す実施項目は、飼い主及び動物救護活動従事者の安全確保を前提に飼い主とペットの同行避難を行うことを想定している。

* 家庭動物等の飼養及び保管に関する基準（改正 平成 19 年 11 月 12 日環境省告示第 104 号）

第 2 定義

この基準において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 動物 哺乳類、鳥類及び爬虫類に属する動物をいう。
- (2) 家庭動物等 愛がん動物又は伴侶動物（コンパニオンアニマル）として家庭等で飼養及び保管されている動物並びに情操の涵養及び生態観察のため飼養及び保管されている動物をいう。

3 今後起こりうる災害に備えた動物救護対策について

これまでの災害、特に今回の東日本大震災の経験を踏まえ、以下の観点について、地域の実情に応じた動物救護対策の検討を進める必要がある。

また、本ガイドラインで示すペットとの同行避難と災害時の動物救護活動について、フロー図としてとりまとめた。(p.6)

1 ペットとの同行避難を進めるための飼い主への啓発

避難が必要な災害が発生し、飼い主がペットと同行避難することを原則とした場合、個々の飼い主がまず果たすべき責任は、平常時から、災害に備えたペット用の備蓄品の確保、避難ルートの確認等の準備をしておくことはもちろんのこと、ペットが社会の一員としての適性をもつべ

きであることを認識し、同行避難するために必要なしつけや健康管理を行うことである。

また、避難所では、ペットの世話やフードの確保、飼育場所の管理は原則、飼い主の責任のもとで行うことになる。大勢の人が共同生活を送る避難所や仮設住宅（復興住宅等を

含む。以下、「仮設住宅」とする。)においてペットに関するトラブルが生じないように、ペットを連れていない避難者への配慮やペット自身のストレスの軽減など、飼い主には普段以上に様々な配慮が求められる。

以上のように、災害時には、平常

時以上に飼い主に多くの責任が求められることから、自治体等は、飼い主が平常時から備えるべき対策について、飼い主を含めた住民への必要な情報の提供と意識の啓発を行う必要がある。

2 自治体等が行う動物救護活動の考え方

(1) 動物救護に係る法制度の整備状況

平成 23 年 12 月に開催された中央防災会議において「防災基本計画」の修正が行われ、自然災害対策の各編（第2編～第6編）及び第 11 編の原子力災害対策編に、避難場所や仮設住宅における家庭動物の受け入れ配慮事項が追加されるとともに、「防災業務計画及び地域防災計画において重点をおくべき事項」に、被災した飼育動物の保護収容に関する体制整備や避難場所等における飼育動物の収容が追加された。

また、平成 25 年 9 月 1 日に施行される改正動物愛護管理法において、災害時における動物の適正な飼

養及び保管に関する施策を、都道府県が策定する動物愛護管理推進計画に定めることが追加されるとともに、動物愛護推進員の役割として、災害時に国または都道府県等が行うペットの避難、保護等に関する施策に協力することが追加された。

さらに、改正法を踏まえ、「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針」（平成 18 年 10 月 31 日環境省告示第 140 号）の見直しを行い、災害対策についても追加する予定である。

各自治体等ではこうした措置を踏まえた対策を検討する必要がある。

(2)自治体等による動物救護活動の必要性

災害時には、何よりも人命が優先されるが、近年、ペットは家族の一員であるという意識が一般的になりつつあることから、ペットと同行避難をすることは、動物愛護の観点のみならず、飼い主である被災者の心のケアの観点からも重要である。また、被災動物を放浪状態のまま放置することで、野犬化した犬が住民への危害をもたらす恐れがある。さらに、不妊去勢処置がなされないまま放浪状態となった犬や猫が繁殖し、在来の生態系や野生生物へ影響を与える恐れもある。こうした事後対応の負担を軽減するためにも、ペットとの同行避難を進めることは、必要である。

一方で、飼い主とペットが安全に避難するためには、まず飼い主自身の安全を確保することが大前提となる。東日本大震災においては、いったん避難した飼い主がペットを避難させるために自宅に戻り、津波に巻き込まれたケースや、平日の昼間で

あったことから、飼い主が自宅にいなかったケースもあった。このように、災害が起こった時に飼い主がペットと一緒にいるとは限らないことや、人命を優先させるためにやむを得ずペットを自宅に残して避難せざるを得ない状況もあること、また不測の事態によりペットとはぐれてしまうケースもあることを想定する必要がある。

こうした状況を踏まえ、飼い主責任による同行避難を前提としながらも、個人での対応には限界がある場合に備え、自治体等による支援体制や、放浪動物、負傷動物等の救護体制を整備することは、被災者が安心・安全に避難するためにも重要である。その際、特に大規模災害発生時には、行政のみでは迅速な対応が困難な場合もあることから、地方獣医師会、動物愛護推進員、ボランティア団体等との連携も併せて検討しておくことが必要である。

<本ガイドラインにおける用語解説>

○同行避難

災害発生時に、飼い主が飼育しているペットを同行し、避難場所まで安全に避難すること。同行避難は避難所での人とペットの同居を意味するものではない。

○現地動物救護本部等

自治体、地元獣医師会、民間団体等が、災害発生時に被災地において動物救護活動を実施し、被災動物や飼い主に対して必要な支援を行うために設置される組織。被災地から避難したペットと飼い主を支援するために、近隣自治体において設置されることもある。

○緊急災害時動物救援本部

天災・人災など不測の緊急災害において、被災した動物の救護及び円滑な救護の確保を目的として平成8年に設置された。(公財)日本動物愛護協会、(公社)日本動物福祉協会、(公社)日本愛玩動物協会、(公社)日本獣医師会の4団体から構成され、大規模災害が起こった際などに活動を開始する。主に、現地動物救護本部等や、被災地の自治体等に対し人材、物資、資金の面で後方支援を行う。

○動物救護施設

災害時に飼い主からの一時預かりや負傷動物、保護・収容したペットの飼育管理等を行う施設。既存の保健所や動物愛護センター等の運営管理の範囲内で運営することが基本であるが、ペットの収容、飼育管理等にあたって既存の施設の活用で十分でないと考えられる場合は、増設または新設を検討する。

○所有者明示

ペットに迷子札、鑑札、狂犬病予防注射済票、マイクロチップ等を装着することにより、飼い主を明確にしておくこと。ペットと飼い主がはぐれた場合でも第3者が飼い主を特定できる。なお、飼い主の名前や連絡先などが特定出来ない首輪のみの装着等は、所有者明示としては不十分である。

○放浪動物

何らかの理由で放置せざるを得なくなり放浪状態になったペットのほか、繫留されたまま放置された状態のペットも含む。

ペットとの同行避難と災害時動物救護活動フロー

